

# 江戸時代の結婚と離縁

七里ガ浜高校 川 島 敏 郎

## 一 はじめに

長い人生経験を積み重ねて行く中で、人生には必ず幾つかの節目、あるいは転機となるものが存在する。その一つの例として、結婚とその対としての離縁の問題があることを指摘することに、それほど異論はないであろう。この問題は、ただ単に男女間の性の問題に関係するだけでなく、家族・法・政治制度、人口問題、産業経済、文学などへの多面的広がりをもっており、総合的に歴史を考察する上で、我々に恰好の素材を提供していると考ええる。

## 二 結婚の手順

### (1) 結婚適齢期は何歳ぐらいか？

○武士の場合―戦国時代の遺風から一三歳以上であれば結婚は可能で、泰平な時代が続くに従い晩婚化し、三〇歳ぐらいで嫁を迎えるのが普通であった。女性は遅くとも二五歳までに嫁入りした。

○町人の場合―女性は一六・七歳が嫁入りどきとされ、二〇歳になると焦りはじめた。男性は一般的に晩婚で、二四・五歳、大抵は三〇歳過ぎてやっと嫁を迎える傾向にあった。

○農民の場合―「宗門改帳」などによる家族や人口構成から見ると、東北日本・中央日本・西南日本の三タイプに区分される。東北日本では女性は一五歳ぐらいの子供を産みうる年齢に達したらすぐに結婚し、子供を四、五人産み終わると家の労働力になって働く。

中央日本では二二、三歳から二五歳ぐらいの受胎率が一番高い時期に沢山子供を産む。西南日本では結婚年齢は遅いが、結婚前に子供を産むことがあり、離婚率も高い。一八〜九世紀における男性の平均初婚年齢は二五〜八歳で、現代の水準に近い。因に同時期の平均寿命は四〇歳前後と推定される。

### (2) 見合いについて(『馬琴日記』からの抜粋)

○見合いの方法―見合いの前に、仲人が身許を記した釣(吊)書を互いの家持参することがあった。江戸市中では浅草詣での水茶屋や花見、船遊び、芝居見物などに事寄せ、仲人とともに群衆に紛れ込んで相手を一瞥。農村では、男性が相手の女性の仕事・働きぶりをこっそり覗き見に行くなど。

○仲人―生涯の身許引受人で、「草履つちらし」・「橋かけ」・「橋渡し」ともいう。つまり、縁談の持ち込み、見合いから婚礼までの段取り、婚礼への出席、両家への往来、夫婦間の紛争の調停・仲裁などに対応した。農村では婿方・嫁方双方でそれぞれの仲人(「モライナコウド」・「クレナコウド」)を立てたが、江戸では一人でもよかった。縁談が成立すると、持参金の一〇分の一の礼金を仲人は受け取ることができた。

### (3) 婚約・結納(納采)

○吉日を選び、婿側から嫁側へ結婚の申し込みを行い、結納を取り交わす。嫁側が結納を受理することにより、婚約は成立。結納当日は、当事者は出向かず名代が挨拶を伝え、目録を進呈。進物としては、縮緬や絹などの織物、昆布・真鴨かスルメ、鯛、樽酒など、経済状態により多様であった。一方、嫁側は持参金の準備や、着物・道具類の新調に追われた。また、武家や商家の娘の場合は

嫁入りまでにお歯黒や眉を剃り落とし、結婚を実感した。

(4) 婚礼の実態 (相模原の例から)

○婚礼の前日―嫁入り道具(箆笥・長持ち・櫛箱・硯箱・針箱・鉄槩道具・葛籠・膳梳・盥など)と土産の搬入。

○婚礼の当日―新郎側から迎えの一団が紋付き羽織袴で新婦を迎えに赴く。新婦側の仲人の案内で新婦の家にいき、新婦一家・親戚一同と盃を取り交わして酒宴を行い親子の契りを結ぶ。その間に新郎は近所や親戚に挨拶回り。夕方近くに新婦側の送り客の一行も加わり、賑わしく新郎の家に徒歩で向かう。日がとっぷり暮れたころに新郎の家に着き、新婦は入り口で、藁で作った松明や篝火を跨ぎ、蓑と菅笠を差しかけられて家に入る。

○婚礼の開始―男蝶・女蝶(親戚か近所の両親健在の男女の子供)のお酌で三三九度の盃事(夫婦固めの盃、続いて親子の盃、兄弟の盃)と続く。酒宴が始まるのは午前零時ころで、その後延々と続き、新郎・新婦がやっと寝室に退いたのは八時半(午前三時)、家族が床に就いたのは明六つ(午前六時)。

○婚礼の翌日―進物や取肴を用意して、夫とその親を同行して妻が実家に帰る(里帰りを忌み嫌い「里開き」と呼称)。先方の親戚とも会い、またまた宴会。宴会は続き帰宅は暮六つ(午後六時)。

○婚礼の翌々日―新郎は土産物をもって仲人宅に挨拶。

(5) 人別送り状―娘の村の名主―嫁ぎ先の名主へ送付

送り一札之事

加藤寅之助知行所 相州愛甲郡関口村

百姓七右衛門娘 いせ

当亥二十二歳

右の者義、御村方小平治殿、並びに村方七郎左衛門媒にて、御村方御百姓常吉殿伴次郎殿妻に縁組熟談致し、此度引移らせ申し候、よつて村方人別相除き申し候間、向後、御村方御人別に御加え下されたく、念の為、送り一札、件の如し、

嘉永四亥年三月

右村 名主 左兵衛(印)

土屋勝右衛門御知行所

同州高座郡新戸村 御名主 中

相模原市立博物館蔵 新戸「石川家文書」

(6) 引取り状―受け入れ側の名主―送り出した村の名主へ

引取り一札之事

一、今般、其の御村方藤左衛門殿妹らく殿、娘かく殿兩人、谷口村伝八殿、御村方四郎右衛門殿、村方内治右衛門、右媒を以て、村方配下百姓林蔵妻娘に縁談相整い引取候上は、其の御村方御人別御除き下さるべく候、村方人別に相違なく差加え申すべく候、後日の為、引取一札、よつて件の如し、

文久三亥年七月 日

土屋勝右衛門知行所

相州高座郡新戸村

名主 庄兵衛

神谷武兵衛御知行所

武州多摩郡金井村

御名主 宗 吾 殿

相模原市立博物館蔵 新戸「石川家文書」

三 離縁状とはどのようなものか

(1) 何故離縁状は「三くだり半」か

何故に離縁状のことを「三くだり半（三行り半・三下り半とも書く）」というのかについては、以下の諸説がある。七行半分説（女房貰状は七行で、離婚はその半分）／遊里発生説（遊女の客寄せ文は三行半）／三・五凶数説（死人の湯灌は三杓半）／積習結果説／

七去影響説／休書（中国の離縁状）模倣説／自然発生説など多種多様である。中でもとりわけ、江戸時代中頃に脚光を浴びた『水滸伝』・『古今小説』（中国明代の文学作品）に掲載された休書の形式（三行半から構成）が、離縁状の内容をも忠実に反映していると考えられる。

(2) 離縁状の形態について

ア 事書

離縁状の書き出し文言・表題を列举すると、一札之事／離縁状之事／離別一札之事／離縁一札之事／去縁申一札之事／差出申一札之事／縁切状／暇状（いとまじょう）之事／隙状（ひまじょう）之事／手（天）間状之事／口上／覚／事書なしなど、実に多種多様である。このうちで多数を占めるものは、「一札之事」「離縁状」「離別状」「去状」で全国的に見られるが、「暇状」は美濃国（現岐阜県）以西の京阪を中心とする近畿地方と東北地方で主として使用され、関東地方には存在しない。また、「隙状」は美濃以西の近江・紀伊・阿波・周防などからも散見され、離婚文言はなく再婚許可文言しか書かれていない。さらに「手間状」は美濃・甲斐・信濃・越前の中部山岳地帯周辺の地域でしか散見されないという地域的特色が見られることに留意する必要がある。

イ 本文

離縁状は、前文の「離婚文言」と後文の「再婚許可文言」の二要素から構成されるのが一般的であるが、前者のみ、あるいは後者のみの場合もある。

a 離婚理由―ほとんどは抽象的な表現で、具体的な表現は避け

る傾向にある。事由なし／我等勝手二付／不相応二付／不叶存寄（心）／不縁二付／相對・相談／熟談・示談／家内不和合二付／望・願／不熟二付／薄縁二付／皆（偕）老同穴之縁薄／會者常離（定離）／無拗子細／不埒二付／氣二入不申二付／重々我儘二付／深厚之宿縁浅薄《満徳寺離縁状の定式》／事由二つなど

その他、離婚理由として挙げられる「七去（しちきよ・しつきよ）」つまり、舅姑に従わない、無子、淫乱、悋気（嫉妬）、悪疾（癩病）、口舌（多言《くちまめ》）、おしゃべりのこと、窃盜（盗心）の七つ（貝原益軒『女大学宝箱』、享保元《一七一六》年）も存在したと考えられるが、離縁状には明確に記さないのが一般的である。相手女性への配慮からであろう。

b 行数  
一行半、二行半、三行、三行半、四行、五行、一〇行半、一六半などあるが、圧倒的多数を占めるものは三行半である。

(3) 作成日付  
発行に関しては、年（干支）月日あり／月日のみ／記載なし／年月日字句のみ（①先渡し離縁状の場合、離婚の日付がいつか特定できないため、②単なるひな型の模倣）などがある。

(4) 差出人・名宛人の関係

差出人	名宛人	備考
夫単独	妻単独	
	妻と親族連署など	
	妻以外の者	仲人五人組・親族親類など
	名宛人なし	本文中に記載あり
夫と連署加印者	妻	連署加印者は仲人親族親類など
夫以外の者	妻	夫の出奔（家出）

※三くだり半は自筆（自書）押印、又は自筆爪印「( )」（爪判ともいう）であること。東慶寺文書によると、爪印は男は左の拇印（親指）、女は右の拇印を通常用いた。しかし、本当に爪に墨を付けて押したものは稀で、筆で爪を押ししたように書いた「書き爪印」が圧倒的に多い。

(5) 一風変わった離縁状  
美濃国（現、岐阜県）周辺で発見された「手間状一札之事」という表現の離縁状には、夫婦両名間にハサミを入れたものや、破いた跡のある物、さらには両者を裂く線引きが入れられた離縁状が散見する。このことから、当該地方には、離縁に際し、特殊な呪術的俗信が存在したと考えられる。

(6) 離縁状における子供・財産・家  
いつの時代でも、離婚問題は感情に始まって勘定で終わる。江戸時代の離縁では、妻の持参金や衣類・家具・調度品などの持ち込み品は原則として妻に返還することになっていた。また、子供の帰属

や養育料などについては当事者間で熟談して決定し、子供への配慮も十分になされた。さらに離縁に伴う趣意金・縁切金(慰謝料)については、妻方が受領する場合も無くはないが、一般的には夫方が受領する場合が多く、その金額は区々である。

#### (7) 離縁状返り一札

先夫からの離縁状を受領した旨を記した、妻方から発給された文書で、離縁状と返り一札がセットになっている。既述した結婚の際に取り交わされた「人別送り状」・「引取り状」とは正に正反対の裏返しの場合である。

#### (8) 離縁状と幕府法

幕府法における離縁の規定は、『公事方御定書』下巻第四八条で窺い知ることができる。以下、その条文を例示する。第一条は男性、第二・三条は女性に対して、離婚を巡る罰則規定が示されている。

#### 寛保二年(一七四二) 極

一、離別状遣はさず、後妻を呼候もの、所払ひ(従来は江戸追放)、但し、利欲の筋をもつての儀に候はゞ、家財取上げ、江戸払ひ 従前々之例

一、離別状取らず、他え嫁し候女、髪を剃り親元え相帰す(髪が伸びるまでの再婚禁止期間、両三年)、但し、右の取持いたし候もの過料、

同

一、離別状これなき女他え縁付け候親元、過料、但し、引取の男、同断、

第一条は男性、第二・三条は女性に対する離縁の際の規定である。

#### (9) 妻側からの離婚請求

#### 『律令要略』(寛保元(一七四一)年)

一、女房得心も致さず、衣類等質物に遣はずにおいては、不縁の事、舅(妻の父親)の心次第たり、

一、女房親元え帰りおり候義、三、四年過ぎ(親元に帰り夫との別居生活)、夫訴え出するにおいては、願いおくれ、立ちがたし、但し、離別状も取置かざる儀も不埒につき、一応夫の方え呼戻し、離別状渡すべし、

一、離別状遣はさずといへども、夫の方より三、四年通路致さざるにおいては、外え嫁し候とも、先夫の申分立ち難し、

一、夫を嫌ひ、髪を切り候ても暇取りたき由申し、或は夫え申懸け(誣告、つまり虚偽の申し立て)致すにおいては、比丘尼に成し、縁を断つ、

一、夫を嫌ひ、家出いたし、比丘尼寺(鎌倉・東慶寺・臨濟宗/上野・満徳寺・時宗)へ欠入り、比丘尼寺へ三年勤め、暇出で候旨訴うるにおいては、親元へ引取らず、

※江戸初期の駆込(アジール・避難所)の対象としては、武家屋敷・代官所・地頭所(旗本屋敷)・関所・陣屋・寺院・修験寺・名宅などの例があった。

#### (10) 武士の離縁状と返り一札

実例としては極めて少ない。夫婦両家の当主から「双方熟談内済」した旨を記載した書状を取り交わした(山形大学附属博物館所蔵・安田家文書)。離縁成立後、安田友弥は、同日、侍組の一人である須田多仲(二百石取り)に二通の書状を認めた。一通はこの度の離婚で何かと心配していただき面倒をかけたという詫び状で、もう一

通は須田を介して組頭への正式な離縁の届け出を依頼している。さらに一年後の天保四（一八三三）年二月、安田は新津右近の妹（実名不明）との縁定（再婚）願を組頭清野帯刀に提出して再婚した。

#### 四 鎌倉・東慶寺について

##### （1）江戸時代の東慶寺

（秋里籬嶋著『東海道名所図會』・寛政九（一七九七）年刊より）

東慶寺 松岡と号す。圓覚寺の南也。禅宗比丘尼住職す。開基八北条時宗の室、秋田城介（安達義景）の娘にして、潮音院覚山志道尼と号す。第二十世の住職八豊臣秀頼公の息女にて天秀（法泰和尚といふ。元和元年薙染ある時に八歳、正保二年二月七日入寂し給ふ。佛殿の後に石塔婆あり。當寺の領百二十貫文。

##### （2）東慶寺の住持

正式名称は「松岡山東慶総持禅寺」、一般的には《駆込寺》とか、《縁切寺》という。開基は北条貞時（九代執権）、開山は北条時宗（八代執権）夫人の潮音院殿覚山志道尼（安達義景の娘。室町時代には、太平寺・国恩寺・護法寺・禅明寺（現在いずれも廃寺）とともに鎌倉尼五山の一つ。東慶寺の開山から二十世までは、以下の通り。

一世 二世 五世 二十世

①覚山尼―龍海尼……②用堂尼……（中略）……③天秀尼……

①覚山尼（一二五二―一三〇六）―安達義景の娘。弘安四（一二八

一）年、夫北条時宗とともに円覚寺の無学祖元を師として出家。翌年、東慶寺の開山となる。勅許を得て、女性を救済する佛法を定めたと伝えられる。通称は堀之内殿、潮音院殿。法名は志道。

②用堂尼（？―一三九六）―後醍醐天皇の皇女。足利直義に暗殺された弟護良親王を弔うために鎌倉東慶寺に入り、住持となった。この頃から、東慶寺は「鎌倉御所」とか、「松ヶ岡御所」と呼ばれるようになった。

③天秀尼（一六〇九―一六四五）―豊臣秀頼の娘。慶長二〇（一六一五）年大坂城落城後、千姫（徳川秀忠の長女）の養女となる。鎌倉の東慶寺に入り、のち住持となる。諸堂を再建し、男子禁制・縁切寺法の特権を守った。法名は法泰。

##### （3）松ヶ岡御所の組織

①住持―二〇世天秀尼の後、永山尼（二一世・喜連川家出身）、玉淵尼（二二世・喜連川家養女）と続いたが、玉淵尼が元文二（二七三七）年に退山以降、約一三〇年間無住持状態が続いた。

②塔頭子院―蔭涼軒・清松院・永福軒・妙喜庵・海珠院があり、このうち蔭涼軒主が住持職を代行（院代という）して、寺務を執行した。

③寺役人―喜連川家から来た付役人（代官、のち寺社奉行の吟味により引退）で、寛政期以降、院代の被官が登場するに至った。仕事内容としては、駆込女の吟味・取調、寺領管理、祠堂銭の貸付業務、年中行事の執行など、多岐に亘った。

④御用宿―東慶寺門前には、仙台屋（寺役所前、門右衛門・平左衛門・平七）、松本屋（寺の大門前、金蔵・与惣右衛門・吉蔵）、

柏屋（役所裏門東隣、まんじゅう屋とも言う。代々源兵衛）とい  
う三軒の宿屋があった。その営業内容は、

ア 宿屋経営 駆込の場合、夫と妻は協定に基づいて三軒の内  
それぞれ別の宿に泊まった。

イ 公事機能 夫方との掛け合いに立ち入ったり、調停役を務め  
る。松ヶ岡役所へ提出する書式の代筆、駆込女の身元・身請  
保証人になったりもした。

ウ 寺への奉仕活動 夜番・年中行事などの協力

エ 鎌倉案内 物見遊山客の鎌倉名所旧跡案内

⑤ 御用飛脚―寺役所に常駐して駆込関係者に対して呼出状を配布し  
たり、駆込女の送り届けなどに従事した。

⑥ 門番―暮六つ時（夕方五〜七時）、閉門ぎりぎりに駆込込む女の  
身体、草履や簪の投げ込みまでも判定した。

⑦ 下男―寺やその周辺の雑務や下働きに従事した。

## 五 東慶寺における離婚救済

### （一）東慶寺における縁切寺法手続き

① 駆け込み―身元書（着届け）と口上書を寺に提出

② 身元調べ―駆け込み女の身元書を取り御用宿へお預け

③ 呼出状―名主宛に女の実親（時には仲人・名主ら）を呼び出し、  
娘に復縁を説得

④ 名主請書―召喚人松岡御所へ出頭、此の際に呼出状を返却、寺役  
人による事情聴取

イ 夫が詫びを入れ、女が合意すれば、復縁《帰縁》↓復縁引取  
状の発行する。

ロ 夫が離縁状を発行↓内済離縁（協議離婚）、妻は下山

ハ 内済不成立の場合↓出役願により出役達書を夫方の名主に  
発行する。これにより、夫方が内済離縁状を発行することが  
多い（出役達書後内済離縁、妻は下山）。

⑤ 出役―寺役人が出動し、夫方名主宅にて寺法書（拘留御抱書）を  
読み聞かせる。

イ 寺法離縁状を発行し、寺法書を返納↓女は寺入証文（長証  
文・仰書証文）を提出し寺入り、夫のみ再婚可能

ロ 離縁不承知により違背書を提出し、離縁状を発行できない理  
由を述べる

⑥ 寺社奉行訴訟―寺役人は寺法書を名主に預け、寺社奉行に訴える

⑦ 奉行所吟味―奉行所吟味により夫は渋々承服。吟味下げして、  
寺役所に戻り寺法離縁状を出し、女は寺入り。これにより、夫  
のみ再婚可能

⑧ 下山―二四か月勤め終えれば下山願いを提出。寺法離縁引取状を  
提出し、女は親元へ戻ることができる。

以上の東慶寺における縁切寺法の手続きを図解すると、次の図の  
如くなる。



いを厳重にして、ざれごとなどいってはならない。

エ お寺の御慈悲によつて離縁に至つたのであるから、譬え内済離縁であつても御規定通りの内においてお暇など一切願ひ出てはならない。

オ 髪を切ることを。

カ お経を読むこと。

キ 針仕事が出来なければ、習い事をして仕立て物をする事。寺での御奉公は、勤めることが出来ず下山した日数分を、後日しっかり勤めて下山すべきこと。

※ 厳しい日常生活の中で耐え切れず、脱走・脱落する女性も出た。

これを「取逃」とか「欠落」という。このような場合、厳罰主義で臨み、「剃髪裸体に致し追い払い申すべく候」とか、「御公儀へ届け出で、人別より除き候」ともいっている。

## 六 おわりに

維新政府による仏教勢力への厳しい宗教統制下の一八七一（明治四年）、東慶寺は縁切寺法の存続許可願を神奈川県に申請したが、同年七月、明治政府により却下された。翌年、東慶寺とともに駆け込み女性の避難所の一つでもあった満徳寺は、後ろ盾を失つて廃寺に追い込まれた。こうした情勢下、一八七三（明治六）年五月十五日、妻にも離婚請求権を付与した「太政官第百六十二号布告」が発令された。その内容は以下の如くである。

夫婦ノ際已ムヲ得ザルノ事故アリテ、其婦離縁ヲ請フト雖モ夫之ヲ肯ゼズ、之レガ為メ数年ノ久ヲ経テ終ニ嫁期ヲ失ヒ、人民自由ノ権理ヲ妨害スルモノ不尠候、自今右様ノ事件於有之ハ、婦ノ父

兄弟或ハ親戚ノ内附添、直ニ裁判所ニ訴出不苦候事、

これによつて、止むを得ない事由があつて妻から離縁を請求しても夫がこれを認めようとしない場合には、妻は「人民自由之権理」という名の下に、裁判所に離婚の訴訟をすることが可能になった。その後、一八九八（明治三一）年には紆余曲折の末に明治民法が施行され、離婚率は半減した。

以上、結婚と離縁の問題を介して、江戸庶民の生活実態の一齣を紹介してきたが、もう一つの縁切寺・満徳寺の寺法離縁の実態や文学に見える離縁関係の川柳など、残された課題も多い。

## 《参考文献》

井上禅定『東慶寺と駆込女』（有隣新書五一・一九九五年）

高木 侃『三くだり半―江戸の離婚と女性たち』（平凡社選書一〇五・一九八七年）

同 『泣いて笑つて三下り半』（教育出版・二〇〇一年）

同 編 『縁切寺東慶寺史料』（平凡社・一九九七年）

長田かな子『相模野に生きた女たち』（有隣新書五九・二〇〇一年）

速水 融『歴史人口学で見た日本』（文春文庫二〇〇・二〇〇一年）

鬼頭 宏『人口から読む日本の歴史』（講談社学術文庫一四三〇・二〇〇〇年）